

# グリーン久万郷 クリーン仁淀川

久万高原産廃処分場を止める会

代表 川本博文 0892-21-0706  
事務局 鷲野 宏 080-6376-8076  
編集長 古田 隆 090-4794-1041  
会計 守屋 律郎

HP <http://stop-kumakogensanpai.info>  
Mail [info@stop-kumakogensanpai.info](mailto:info@stop-kumakogensanpai.info)

# 計画不許可要請知事宛署名5844名分提出

## 横山県議仲介の労、阿部県議に続く力強い協力者

久万高原産廃処分場計画不許可要請署名の知事宛提出は、去る9月10日、県民環境部長室で行われました。久万高原町民を主とした署名五千八百四十四筆、県民環境部長岡田氏に提出しました。提出実現までに曲折があったので、事務局長の理事會報告を掲載します。(写真撮影は横山博幸氏)

8月10日、理事會で推薦のあった河野忠康県議に県知事との直接手渡し（マスメディア抜きで静かに行うということ）で一両日中に返事を下さるという約束だったが10日たっても連絡がないので、8月20日、横山博幸県議に依頼する。快く引き受けて下さる。8月21日河野県議より電話、『出張などがあって連絡が遅れた。署名提出は主体になって集めた皆さんでやってみられたら』とのこと。連絡がなかったのが横山さんにお願ひした旨を伝え了解を得る。8月24日、横山議員から26日11時30分に県庁で連絡がある。8月25日、明日の知事への提出は

延期になったと連絡ある。8月26日、今日知事に会って話をするとこの電話がある。これからのことと久万の皆さんとあって話を伺いたい。9月1日から2日のどちらかで久万に上がるので集まっていたら、現状と今後の予定の話をしたとのこと。

8月26日昼、横山議員から電話があり、署名を知事には直接渡せない（前例になることは避けたい様子）環境部長が対応するとのこと。9月2日15時半横山議員と川本代表・石丸副代表・山之内調査役・鷲野事務局長で状況



報告と協議。

9月3日、10日14時半県庁議員控室集合で参加者の名簿が必要とのこと。9月10日、14時30分、県庁議員控室で署名提出と対話。出席者は、田清

民環境部長岡田清

隆氏、環境局循環型社会推進課長竹内耕三氏ほか数名。署名提出側、川本代表、石丸副代表、

### 皆さんの意向を踏まえ厳正慎重に 岡田清隆部長コメント



県としても24年度にあつた件で、皆さんだけでなく町議会での意見書を頂いている。河川を通じた下流での汚染の心配という点で高知県側からもご心配の声を頂いた。

県として、許認可に関しては法律に基づいて厳正に処理していくし、より安全にしているために法律以外に要綱を作っている。その中で、地元の皆さんの同意書を取るとか環境影響調査をした上で審査をし議会にかける用意がある。今、あれ以来状況が変わっていないという事は、動いていないように認識をしている。許認可に関しては業者の方から厳格に慎重に皆さんの意向も踏まえてうえて慎重に手続きする。24年以来、T Oからは何もな

山之内調査役、鷲野事務局長、目野繁志、河川漁協庶務委員長

いし、県の方から聞くわけにもいかない。今は業者の方から要請があれば、皆さんのご心配の声も伺ったので、要綱も踏まえたうえで厳格に対処していきたい。全国的にも問題があるし、私が赴任してからも県内で色々かなりもめておる件もあるので厳格に慎重にやっています。



### 理想的循環型社会のひな形づくり

今回、横山議員に大変尽力をいただいた。阿部県議と共に力強い協力者が加わったのは会として大変ありがたい。県環境部とは今後とも良好な関係を保っていきたいものである。国が目指す理想的な循環型社会づくりに向けて、民間力が合わせてと、高力くむ雛形が久万高原で作ればと考える。

林地開発同意に際して自治会の基本事項

- ① 産業廃棄物最終処分場は設置させない
- ② 個人の対応でなく、自治会として交渉する
- ③ 利益供与は求めない（協力金など）
- ④ 不当・過大な要求であれば 地元住民の同意が無くても 開発が許可されると考えられるので 留意して交渉する

林地開発同意交渉時の主な交渉事項

- ① 地元住民の範囲
- ② 交渉の最終時期・日時 を何時までにすべきか
- ③ 情報公開の範囲 林地開発・残土捨場・碎石場・中間処理場・最終処分場の 新規計画・変更に関する情報
- ④ 同意要件の範囲 住民の意見・対策の取入れ
- ⑤ 住民の立入検査
- ⑥ 管理型最終処分場設置をしない意思の表明

同意書提出を終えての感想

- ① 前回の反対運動を経験し 真摯に地元住民の意見を聞く姿勢を感じた
- ② 町民・住民の十分満足な内容ではないが 現在の法律を超えた要求が有ると思われので 履行されるよう見守っていかねばならない

# 多面的で核心を突いた方策をどう作るかが課題

## 第3回理事会、止める会・自治会・行政それぞれの立場で

去る10月15日、第3回理事会を開催しました。知事宛反対署名の提出に関する報告（1面詳細）と、大宝碎石土捨て場拡張計画への対応が中心議題でしたが、多面的な議論が行われました。高知県からの参加もあり、充実した会でした。

まず明神地区横通り自治会より、大宝碎石の、岩石採取認可更新及び林地開発許可に関する同意願いに對する、林地開発同意書を提出した旨の報告がありました。左の枠内のような内容ですが、この条件付き同意をどう見るかが議論の焦点となりました。

一 産業廃棄物処分場とは別件の、区域追加の林地開発への同意であるので、よしとする意見。

二 本紙「グリーンクリン」8号面河漁協西山組合長談話にあるように、主業碎石業と副業土捨て場業は別業であるとみるべきで、副業は何を持ち込まれるか不明で面河川の汚染が危惧され、同意すべきではない。

三 条件付き同意で、業者には呑みにくい条件をつけた同意で、それを自治会が十分な議論をして出した結論なので、尊重する必要がある。

四 条件付き同意は、難しい条件をつけても、相手の土俵に入ることになるので、慎重に対処しなければならぬ。

五 グリーンクリン8号の、明神地区自治会長会の確認事項にある明神地区を横通り・樅の木に限定して良いか。「地元住民」は影響を受ける地域としては、高知県土佐市まで考えられるが、そこまでの同意・不同意の議論を積み上げることは現実的に可能か。

六 「止める会」「各自治会」「行政」はそれぞれ異なった目的で組織されており、機能も活動領域も活動スタイルも違うので、それぞれの特性を大事にして協力し合うことが大切

**自治会とは**

町内会・自治会は地域の共同性Ⅱ地縁をもとに組織され、自治機能をもち、公益性Ⅱ社会的有効性のおおきい活動をおこなっている。この意味できわめて公共性の強い存在である。

そうした地域組織が実践している活動には次の四種類のものがある。

①地域の諸問題を解決するための「問題対処活動」②人々の交流と連帯をうながす「親睦活動」③地域の施設や環境を維持管理する「施設管理活動」④自治活動 民主主義のもとでは、その意思決定は構成員の合意により行うしくみになっている。構成員以外のものが決めることはできない。（インターネットから）

だ。異なった組織に、踏み込んで自主・自立を侵してはならないが、「まっとうな生業、健康で文化的な生活維持のために、産業廃棄物処分場の設置を止める」という一点では決して結束を乱さないことが大切だ。

七 グリーンクリン8号に紹介されたように、県レベルや市町村レベルで、水資源保全のための条例作りを仕掛けていくことが大切になってきている。行政への働きかけもでき、住民の請求も可能である。

八 右の図は、98年デンマークのオーフスで採択された「オーフス条約」の三権を簡略な図に示したもので、日本の制度はまだ遠い現状である。

九 環境問題は、行政が知恵を出し合い、工夫や努力を続けることで、持続可能な環境を守るができる。まず我々が意思決定をし、声に出して、周りの人に働きかけることである。

（発言の言外にある意も抑い採って記述）

